

救急章・技能章考査の特別措置 実施手順

R3年7月28日

ボーイスカウト千葉県連盟スカウト支援委員会

この実施手順はコロナ禍における救急章技能章考査の特別措置の手続きについて定める。

1. 適用条件

2年以内に消防署の普通救命または、上級救命講習を修了し、菊スカウト章を取得済みのベンチャースカウト

2. 申し込み手順

・本措置の適用を希望するスカウトは、救急法講習会事前課題を作成後、隊長を通じて地区のスカウト支援委員長に申し出る。

・課題は、電子媒体「PDF」などでやり取りするため、記入は、黒ボールペンなど、濃く映る筆記用具を使用する。パソコン記入も認める。隊長は、実際に取り込んだ画像が読みとれるかどうか確認して送る。

・救急法講習会講師との面談希望日、時間を第3希望まで、申し出る。

・希望日は、申し込み日から2週間以上後の日を設定する。(講師との調整、講師が課題内容を確認する必要があるため)

・面談日は、平日の夜も可とするが、終了時間が遅くても22時を過ぎないように希望を出す。

3. 面談方法

・地区スカウト支援委員長は、千葉県連盟スカウト支援委員会、担当者へ連絡し、担当者は、希望日に対応できる講師をマッチングする。

・面談は、概ね1時間～1時間半を予定する。

・面談は、meetなどのwebを使って行う。条件が合えば対面でもよい。

・meetに隊長が参加して、スカウトの様子を見守って欲しい。

4. 面談後の認定

・講師が、該当スカウトの理解度を認定したら、スカウト支援委員会担当者へ面談修了の連絡をする。

・スカウト支援委員会担当委員より、講師印のシールを、スカウトの自宅へ郵送する。

スカウトは「スカウト進級手帳」p39の救急章(1)の上の枠内にシールを貼付する。実際にボーイスカウト救急法講習会を受講したら、修了証を技能章考査員に提示して下の枠内に日付をいれて、考査員の認印をもらう。

5. 特別措置における面談後

・認定を受けたスカウトは救急章考査細目(2)(3)に取り組む。

・救急章認定として「隼スカウト章」を認定することができる。

・特別措置を受けたスカウトは、高3のスカウトは、令和4年3月末または、富士スカウト章の考査課目認定までに、また、それ以外のスカウトは1年以内または、富士スカウト章課目認定までに「ボーイスカウト救急法講習会」を受講する。

以上